

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部道路管理課 No.006

処 分 名	占用料の減免
処 分 の 概 要	市長は、道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定による許可を受けたものに対して、占用料を減額又は免除することができます。
根拠条例等・条項	春日部市道路占用料徴収条例（平成 17 年条例第 138 号）第 4 条 春日部市道路占用規則（平成 17 年規則第 158 号）第 9 条
審 査 基 準	<p>■減免又は免除ができるものは春日部市道路占用料徴収条例第 4 条に掲げるものです。</p> <p>※ただし（11）については、許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、条例等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難です。</p> <p>■減免又は免除を受けようとする者は許可を受けた後、遅滞なく道路占用料減額（免除）申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければなりません。</p>
標準処理期間	20 日（休日は含まない）
設定年月日	平成 26 年 4 月 1 日
申請時期	法第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定による道路占用許可を受けた後、遅滞なく
申請方法	本庁 4 階道路管理課窓口への提出
備 考	道路法解説

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市道路占用料徴収条例

（占用料の減免）

第 4 条 市長は、次に掲げるものに係る占用料については、これを減額し、又は免除することができる。

- (1) 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条に規定する公営企業に係るもの
- (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）に基づく鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- (3) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）に基づく選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件
- (4) ガス、電気、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管
- (5) かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設
- (6) 道路に出入りするために設置する通路その他これに類する施設
- (7) 祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの
- (8) 雨水又は汚水を排水するために必要な施設
- (9) 街灯その他道路の安全又は円滑を図るためのもの
- (10) 架空電線及びこれらに類するもので、道路の上空を占用するもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

■春日部市道路占用規則

（占用料の減免申請）

第 9 条 占用料の減額又は免除を受けようとする者は、法第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定による許可を受けた後、遅滞なく道路占用料減額（免除）申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

（減免基準）

第 9 条の 2 条例第 4 条に規定する占用料の減免の基準は、別表のとおりとする。